

南海トラフ地震対策優良事業所認定制度

【1. 現状と課題】

（事業者）

- ・県内事業者の事業継続計画（BCP）策定状況
〈30名以上の事業者の策定率：H25. 10公表〉
策定済み 19. 9%、策定中 21. 5%
* 業種別にみると医療・福祉、旅館ホテル業の策定率が低い状況

（地域）

- ・避難場所、避難所、資機材保管場所の確保
→（津波避難ビルなど）民間事業者からの協力が不可欠
- ・自助、共助の取り組み
→地域と連携した訓練や協力体制の構築
→協定など災害時の協力体制の構築
→家庭での対策の支援（家具固定、耐震化など）

【2. 制度の目的】

- ・認定制度により、事業者に南海トラフ地震対策への取り組みのきっかけとしていただくこと。
→最低限取り組むべき事業継続に関する事項を評価項目化
→事業継続と合わせて、地域貢献、社員教育など地域の防災力向上に繋がる事項も評価項目化
- ・事業者に目的、目標を持って対策に取り組んでいただくこと。
→シンボルマークを店舗に掲示することや名刺に使用するなど、顧客に南海トラフ地震対策をアピールすることが可能
→有効期限（3年）を設けることで取り組み意識を継続

県内事業者の事業継続力の向上
地域の防災力の向上

【3. 実施スケジュール：25年度】

1. シンボルマークの決定
9/13（選考）、10/31（マーク公表）
↓
2. 評価項目、審査内容の決定
11/18（第1回審査委員会開催）
↓
3. 事業者向け説明会の開催
11/22（四万十市）、11/25（高知市）、
11/26（安芸市）
↓
4. 申請の受付（12月中旬から1月末）
↓
5. 事業所認定（2月中）、認定証交付（3月）

26年度以降は年1回ペースで認定

【4. 評価項目（案）】

1. 事業継続・・・各項目とも必須

- ・事業所が所在している地域及び会社の被害想定を把握している。
- ・災害対応（初動、復旧など）を行うスペースを確保し、耐震性や被害想定を把握している。
- ・不特定多数の来訪者が訪れる建物については、耐震性を有している。耐震性を有していない建物がある場合、計画等で耐震化実施の計画を定め、速やかに揺れから身を守ることができる対策を講じている。
- ・中核事業及び重要業務の選定を行っている。
- ・中核事業については、目標復旧期間を定めている
- ・社員及び家族の安否確認方法を具体的に定めている。
- ・災害時の対応体制、発動基準と指揮命令系統が明確になっている。
- ・情報システム、データ等のバックアップを行っている。
- ・災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリストを準備している。
- ・必要な備蓄品（水、食糧、毛布等）を最低限備蓄している。
- ・事業継続計画の改善計画を作成（定期的な見直しを実施）している。
- ・訓練、計画の改善及び点検の実施状況結果を作成している。（更新審査以降）

地域貢献、社員教育については、事業者独自の取り組みがある場合、審査委員会で評価し加算

2. 地域貢献

- ・町内会や自主防災組織と災害時の協力体制を構築している。もしくは、国、県、市町村など公的機関と協定を締結している。（必須）
- ・南海トラフ地震が発生した後、社員を地域の復旧活動に参加させるよう定めている。
- ・所有する施設が（津波からの）避難場所や避難所として指定を受けている。
- ・所有する土地や施設を、町内会や自主防災組織及び公的機関の資機材保管倉庫などとして提供している。
- ・町内会や自主防災組織など地域と連携した防災に関する学習会や訓練、共同作業などを毎年行っている。

3. 社員教育

- ・社員を対象とした座学研修会を定期的に開催し、社員の半数以上が直近の3年間に研修を受講している。（必須）
- ・避難訓練や図上訓練など南海トラフ地震に備えた訓練を定期的に開催している。（必須）
- ・社員に対し救急救命講習を受講させている。
- ・社員に防災士資格や事業継続管理者資格など防災、事業継続に関する資格の取得を推奨している。（取得済みである。）
- ・自宅の耐震化に対する支援や補助制度を設けている。
- ・自宅の家具固定に対する支援や補助制度を設けている。

【参考：認定証イメージ】



事業者の南海トラフ地震対策の取り組み方針を記載